

一般事業主行動計画の内容

◇計画期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日

◇目標 「育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知」
具体的目標 「女性の育児休業取得率80%以上」
「男性の育児休業取得率50%以上」

◇目標達成のための取り組み

改正育児・介護休業法に基づく育児休暇制度（産後パパ育休）の浸透を図るとともに、対象者への個別利用を促進するフォローを行う。